

計画作成年度	平成20年度
計画主体	川崎町

## 川崎町鳥獣被害防止計画

### 《連絡先》

担当部署名  
所在地  
電話番号  
FAX番号  
Mail Address

農商観光課 農林係  
福岡県田川郡川崎町大字田原789-2  
0947-72-3000  
0947-72-6453  
[nousyou@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp](mailto:nousyou@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp)

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ・シカ・アライグマ
計 画 期 間	平成21年度～平成23年度
対 象 地 域	福岡県田川郡川崎町全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（平成19年度）

鳥 獣 の 種 類	被 害 の 現 状	
	品 目	被 害 数 値 (実損面積)
イ ノ シ シ	水稲	3.0ha 3,864千円
	豆類(ダイズ等)	0.1ha 58千円
	イモ類(サトイモ等)	0.3ha 255千円
	タケノコ(モウソウチク等)	5.7ha 1,710千円
	果樹(栗等)	0.1ha 206千円
シ カ	水稲	0.2ha 257千円
	タケノコ(モウソウチク等)	1.1ha 342千円
	野菜(白菜等)	0.1ha 234千円
	壮・幼令林(スギ・ヒノキ等)	5.2ha 4,685千円
ア ラ イ グ マ	果樹(ブドウ等)	0.05ha 239千円
	野菜(スイカ等)	0.03ha 54千円

### (2) 被害の傾向

従来、山間地域を中心として発生していた獣害は、山林の大規模伐採及び山間地における農作物の食害多発による耕作放棄地の増加等により山間地の餌が乏しくなり市街地周辺まで被害が拡大している。

また、年間を通じて農作物が餌として摂れるため個体数が増加する傾向にある。

イノシシ被害は、年間を通してあるが、主に水稲、タケノコにおいて大きな被害が発生している。また、道路等の法面の掘り返しによる土砂崩れ等、災害発生が懸念される。

シカに関しては、造林樹における幼木の新芽食害、剥皮被害が激しく、防護していない区域に関しては、ほぼ100%近い被害が発生している。被害の傾向は個体数の増加に伴い年々増加し、林業経営者の意欲を大きく減退させている。

アライグマに関しては、平成19年から被害が報告されており今後、急激に被害が拡大することが懸念される。

別紙鳥獣被害発生区域図参照

### (3) 被害の軽減目標

指 標		現 状 値 19年度	目 標 値 23年度	備 考
被 害 種 類	軽減目標			
イ ノ シ シ	30%	6,093 千円	4,265 千円	
シ カ	30%	5,518 千円	3,862 千円	
ア ラ イ グ マ		293 千円	293 千円	急激な被害拡大傾向にあるので現状維持を目標にする。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取り組み	<p>地元猟友会員で構成する地元有害鳥獣駆除対策部会にシカ・イノシシの駆除を依頼している。</p> <p>イノシシの捕獲は箱ワナ等を購入し、駆除班に貸し出している。</p> <p>市街地域の被害に対しては、ワナによる駆除で対処している。</p> <p>アライグマについては、被害の確認が出来ただけで、今後、ワナによる駆除を計画している。</p>	<p>銃による駆除に関しては、駆除員の高齢化・所銃許可者の激減により駆除班員が減少しており、また、駆除班員は大半が仕事を持っており、日曜日しか対応できないため時宜に応じた適正な駆除は望めない。</p> <p>ワナ駆除に関しては、ワナが不足している上、駆除員が少数のため迅速な箱ワナ設置の対応ができず、十分な捕獲成果が上がっていない。</p>
防護策の設置等に関する取り組み	<p>被害地域の住民が個人でトタン柵・電気柵等を設置している。</p> <p>昨年度より川崎町が県の斡旋による使用済みノリ網の安価配布を行なっている。</p>	<p>各個人の防護であり地域一体的な取り組みではないためコストの割には効率が上がっていない。</p> <p>また、効果的な場所に設置できていないところも多く、被害の拡大につながっている。</p>

### (5) 今後の取り組み方針

<p>銃の駆除に関しては、川崎町内における駆除員の高齢化及び減少に対処するため、近隣市町村と連携を図り広域的な駆除の出来る駆除隊の編成を模索する。</p> <p>シカについては、林業関係者、農家に効果的防除の指導を行ない、新たにワナによる捕獲も模索する。</p> <p>イノシシのワナ捕獲については、各被害地域にワナ設置責任者を育成し、各行政区長の要望に応じて、地域ワナ設置責任者と連携を図り地域における被害対策体制を確立する。</p> <p>また、ワナ設置責任者が中心となり、効果的な被害防除及びワナ設置者の育成・指導に努める。</p> <p>早々、拡大が予想されるアライグマについては、電気柵・捕獲用箱ワナで対策を講じる。</p> <p>また、各地域に餌付の効果のある放任果樹の伐採、出荷後の放置野菜等の適正処理等を指導する。</p> <p>捕獲後の食用獣については、解体・加工処理技術の向上のため、研修会等を開催する。</p> <p>また、獣肉については、自家消費だけでなく、一般消費者に流通できるよう加工場等の設置も視野にいれ検討する。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の有害鳥獣対策部会を基盤とした鳥獣被害防止対策協議会を中心に銃による有害鳥獣駆除を行なう。

ワナによる駆除は、既存の箱ワナ駆除班の班員を地域のワナ設置責任者として任命するとともに新たに10名程度、役場及び地域にワナ設置責任者を養成することにより迅速な対応が出来る体制を確立する。

また、広域的な駆除が出来るように、近隣市町村に呼びかけ、広域駆除隊の結成を模索する。

#### (2) その他捕獲に関する取り組み

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
21年度	シカ・イノシシ・アライグマ	捕獲用ワナの整備（シカ・イノシシ・アライグマ）。 ワナ設置責任者の養成。 駆除計画の見直し。
22年度	シカ・イノシシ・アライグマ	捕獲用ワナの整備（シカ・イノシシ・アライグマ）。 広域駆除隊の設立。 ワナ設置責任者の養成。
23年度	シカ・イノシシ・アライグマ	ワナ設置者の養成。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

福岡県第10次鳥獣保護計画を遵守し、過去の捕獲実績をもとに、被害軽減目標を達成するために捕獲数を設定した。

対 象 鳥 獣	捕 獲 計 画 数 等		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
イ ノ シ シ	80	150	150
シ カ	50	80	80
ア ラ イ グ マ	15	15	15

##### 捕獲等の取り組み内容

有害鳥獣の捕獲は、農作物等の被害状況に応じて適宜実施する。

捕獲区域は、山間部を中心に市街地での捕獲も行なう。

イノシシの捕獲については、銃捕獲とワナ捕獲で行なう。

シカの捕獲は、現在は銃捕獲のみであるが、ワナによる捕獲も検討する。

アライグマの捕獲に関しては、ワナ捕獲を中心に実施する。

(4) 許可権限の委譲事項

対象地域	対象鳥獣
川崎町全域	シカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 進入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	21年度	22年度	23年度
イノシシ シカ	防護ネット（使用済み ノリ網の斡旋） 500枚×18m	防護ネット（使用済み ノリ網の斡旋） 500枚×18m	防護ネット（使用済み ノリ網の斡旋） 500枚×18m

(2) その他被害防止に関する取り組み

年度	対象鳥獣	取組内容
21年度	イノシシ シカ	餌付的效果のある放置野菜の処理の指導。 使用済みノリ網の斡旋及び防護ネットの設置指導。 被害当事者のワナ免許取得指導。
	アライグマ	効果的防除の研究・指導。
22年度	イノシシ シカ	餌付的效果のある放置野菜の処理の指導。 使用済みノリ網の斡旋及び防護ネットの設置指導。 被害当事者のワナ免許取得指導。
	アライグマ	効果的防除の研究・指導。
23年度	イノシシ シカ	餌付的效果のある放置野菜の処理の指導。 使用済みノリ網の斡旋及び防護ネットの設置指導。 被害当事者のワナ免許取得指導。
	アライグマ	効果的防除の研究・指導。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	川崎町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
福岡県飯塚農林事務所 田川普及指導センター	農作物被害に関する防除対策等の助言。
J A たがわ	農作物被害の状況及び区域の調査・防除指導。
川崎町猟友会 (現川崎町有害鳥獣駆除対策部会)	鳥獣の捕獲実施・計画に関する全般。
川崎町役場 農商観光課	事務局 被害防止計画及び実施に関する助言 捕獲許可書の発行及び特定鳥獣捕獲許可申請等

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県飯塚農林事務所	鳥獣被害防止対策実施に関する総合的な助言。
各被害地域行政区	鳥獣被害状況の把握。地域のワナ設置責任者と連携し、地域の被害防除・被害鳥獣の捕獲補助。
田川郡サル等被害対策協議会	サル被害等に関する広域的被害防止対策の検討・研究。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

当面は役場職員及び臨時職員での実施隊を編成し捕獲・防除を行なう。  
被害状況等をみながら地域住民による実施隊の編成についても検討する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本町職員及び現在雇用している臨時職員 5 名程度にワナ免許を取得させ緊急的な被害に対処する。  
また、各地区に 10 名程度のワナ設置責任者を育成し地域の被害防除・駆除にあたる。  
ワナ設置責任者と連携して被害発生地域住民にワナ免許の取得推進及び捕獲に係る指導を実施し地域における被害防止体制を確立する。  
また、効果的な防除を行なうために防護柵の設置及び駆除等の研修会を開催する。  
近隣市町村と連携し、広域的な駆除体制を確立し効率的な駆除方法を模索する。

## 6. 捕獲をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣は、捕獲者の自家消費及び埋設が主な処理方法となっている。  
今後、食用に供することの出来る捕獲鳥獣については、解体・処理加工技術向上のために研修会等を開催し、衛生に注意して特産品等の地域おこしの一環として利用できるように研究する。

## 7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

銃による駆除は、町の駆除班員が高齢化しており所銃許可取得も難しくなっているため町単独での適正な駆除員の確保が困難となっている。  
このため、筑豊地区有害鳥獣広域駆除対策協議会及び田川郡サル等被害対策協議会と連携し、効率的な広域駆除のあり方を協議する。  
また、県及び各関係機関との連携を図り被害の減少を目指す。